

回 覧 令和8年4月15日(三股町) 代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募集〉	1	◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します
	2	◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します
	5	◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の受講生を募集します
〈お知らせ〉		◆おくやみ窓口を開設します
	6	◆4月からオンデマンドバスの運行を開始します
	7	◆軽自動車税の減免申請を受け付けます
	8	◆単独処理浄化槽・汲み取り槽を使用する人へ補助金を活用して「合併処理浄化槽」に切り替えませんか？
	9	◆ごみステーションの防護ネットを貸し出します ◆町指定ごみ袋の価格改定について
	10	◆ <sup>せてい</sup> 剪定枝のリサイクル事業を行っています
	11	◆犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施します
	12	◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します
	13	◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
	14	◆ブロック塀などの除却費用を補助します

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税  
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

企画商工課

【分類】	【No.】	【内容】
〈お知らせ〉	15	◆「緑の募金」にご協力ください
	16	◆令和8年度リズムウォーキング教室の実施について ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます
〈相談〉	17	◆各種相談



防災無線の放送内容が『フリーダイヤル』で確認できます！

フリーダイヤル ☎0120-71-1417 ☎0120-71-1418

※以前の番号から変更となりましたのでご注意ください。また、どちらの番号でも同じ内容が流れます。

「よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい」、「発令された避難情報を確認したい」という人は、電話で音声確認できます。フリーダイヤルのため、通話料金は発生しません。また、防災ポータルサイトでは文章で確認ができます。



三股町防災ポータル  
サイトはこちらから

防災無線の内容以外  
にも防災情報を発信  
しています。

【電話で確認する際の注意】

- ◎ 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ◎ 放送内容を、当日のみ確認できます。
- ◎ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。  
※少し時間をおいて、かけなおしてください。

【お問い合わせ】 総務課 危機管理係  
☎52-1110 (直通)

## 募 集

### ◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか

学習資格	町内在住で 60歳以上の人	募集定員	40人 ※定員を上回る場合は、初 めての人を優先し、既受 講生は抽選となります。
開催期間	5月～令和9年3月 ※基本的に全ての学習会に参加できる人		
学 習 日	月に1・2回(主に第2・第4火曜) 午後2時～4時 ※学習日・時間帯は、学習内容で変わることがあります		
学習場所	主に町中央公民館(屋外での学習もあります)		
負担費用	2,000円(保険料 1,000円+運営費 1,000円) ※材料費が別途必要となることがあります。		
学習内容	誰でも楽しく学べる内容を計画しています。		
講 師	バラエティに富んだ素晴らしい講師をお招きします。		
申込方法	町中央公民館および町役場受付にある備え付けの申込用紙に必要 事項を記入し、教育課(町中央公民館内)の窓口へ直接提出してく ださい。		
募集期限	5月8日(金) 開講式予定日:5月26日(火)		

### 令和8年度の学習内容(予定)

5月	開講式・オリエンテーション、講話	11月	パークゴルフ交流会 講話(多文化共生)
6月	健康セミナー 出前講座(交通事故防止)	12月	実習講座(寄せ植え教室)
7月	講話(らくらく収納教室) 音楽教室	1月	出前講座(防火講話)
8月	出前講座(人権学習)	2月	講話(豊かな人生)
9月	移動教室(工場・記念館等の見学) 講話・演習	3月	講話(国際理解)、修了式
10月	出前講座(介護予防と認知症) 講話・演習		

※学習内容については、変更することがあります。

★お問い合わせは、教育課 生涯学習係(町中央公民館内)  
☎:52-9311(直通)をお願いします。



### ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します

町は、町民と協力して地域を活性化する「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。  
※補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受けることが必要です。

補助対象事業	(1)駅周辺賑わい再生支援事業 ①みまたんえき多目的ホールを活用した以下の事業 展覧会、文化・芸術の発表会、講演会・シンポジウム、コンサートほか ②みまたんえき周辺区域で実施する以下の事業 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。 (2)みんなで創る地域づくり支援事業 (駅周辺賑わい再生支援事業以外の区域) 地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※以前から行われている祭り、運動会などは除きます。
補助団体	町内で自主的に地域活動を実施する団体 ※町の他事業の補助を受けている団体、および、ほかに補助金などの制度がある事業は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援のため、補助期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)です。 ただし、審査会で必要と認められた場合は、最長3年まで延長できます。
補助金額	補助対象事業の(1)①にかかげる事業は2万円、そのほかの事業は20万円を限度額とします。 継続が認められた事業であっても、次年度以降の補助額は減額されます。
募集期間	5月7日(木) 午後5時まで

予算に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えています。  
たくさんの応募をお待ちしています。

なお、詳しい内容は、企画商工課へ問い合わせてください。

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)  
☎:52-1114(直通)をお願いします。



## ◆「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」に取り組む団体を募集します

### 1. 備品等貸出事業

■事業内容 = 公益的な環境美化活動に対して備品などの貸し出しを行います。

■貸し出しを行う備品など =

番号	貸出備品名	貸出数量	貸出条件など	貸出場所
1	2トントラック	1	普通自動車免許	町役場 都市整備課
2	軽トラック	1	普通自動車免許	
3	自走式芝刈り機	1		
4	草刈り機	2		

■貸出日時 =

土曜・日曜・祝日 午前8時～午後6時（年末年始の閉庁日を除く）

※町の公務使用に支障がある場合は使えません。

※次に案内する道路等環境整備事業を行う団体は優先して使用できます。

■使用できる団体 =

- 公民館などの自治会、老人クラブ
- PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- 特定非営利活動法人 など

■使用できる活動 =

町内の道路、河川、公園、学校その他公共施設の環境美化のために行う活動など

■申込方法 =

備品を利用する3日前までに都市整備課に申請書を提出してください。貸出備品が重複した場合は、先に申し込んだ団体に、優先的に貸し出します。

※申請書は都市整備課にあります。

### 2. 道路等環境整備事業

■事業内容 = 町道の草刈り作業と刈り草の集草作業。

※3ページの地図①にある作業箇所を、8月までに1回目の作業を行い、2回実施する場合は、12月までに作業を行っていただきます。

■実施対象団体 =

- 公民館などの自治会、老人クラブ
- PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- 特定非営利活動法人 など



■奨励金 = 1回1社あたり18円（令和8年度から15円→18円になりました）

■申込方法 = 5月29日（金）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

■実施団体の決定 = 応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。

### 3. 公園等環境整備協働事業

■事業内容 = 小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業。

※4ページの地図②にある公園を、原則として年7回（おおむね5月から11月まで毎月1回）作業を行っていただきます。

■実施対象団体 =

- 公民館などの自治会、老人クラブ
- PTA、子ども会、幼稚園、保育園の保護者会などの教育関係団体
- スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団などの文化・スポーツ関係団体
- 社会福祉協議会登録のボランティア団体
- 特定非営利活動法人 など

■奨励金 = 4ページの「公園等環境整備協働事業 対象公園および奨励金額」で確認してください（令和8年度より、奨励金額を上げました）。

■申込方法 = 5月29日（金）までに申請書を提出してください。

※申請書は都市整備課にあります。

■実施団体の決定 = 応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を都市整備課で選考します。

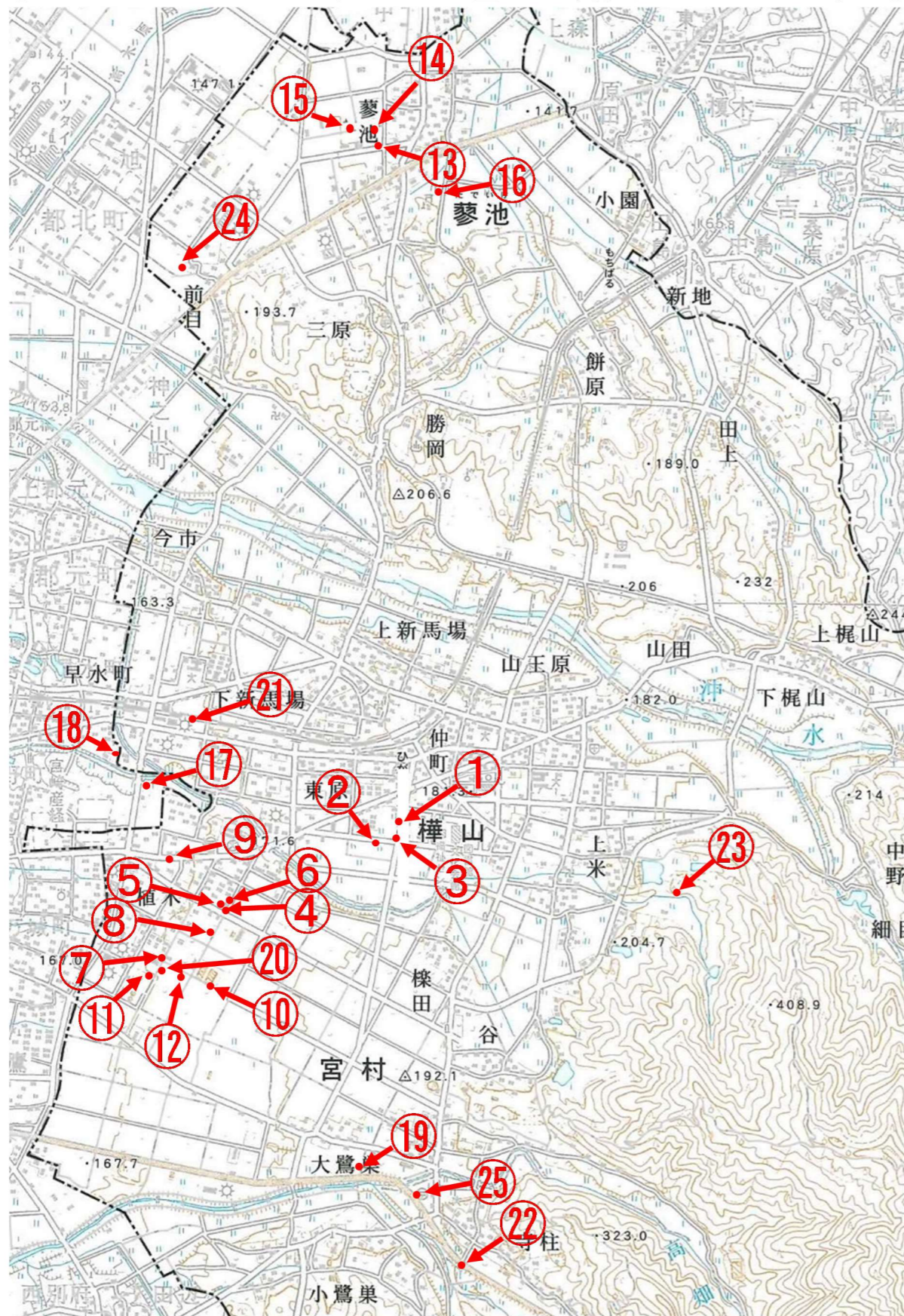
★お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 道路公園係（2階 ③番窓口）

☎：52-9068（直通）にお願いします。



地図②

下図の公園での作業を募集します。  
 皆様のご協力をお願いします。



公園等環境整備協働事業 対象公園および奨励金額

草刈時期は原則5月から11月までの7回をお願いしています(回数は相談可能です)。

番号	名称	所在地	面積 ㎡	活動奨励金:円 (1回当たりの金額)	例:年7回実施 した場合の金額
1	五本松小公園	五本松 17-1	824	9,100	6万3,700
2	西五本松公園	榎山 3276-11	148	2,200	1万5,400
3	もみの木小公園	榎山 3314-7	559	6,100	4万2,700
4	植木小公園1号	榎山 1852-41	414	4,600	3万2,200
5	植木小公園2号	榎山 1870-13	414	4,600	3万2,200
6	植木小公園3号	榎山 1877-18	293	3,200	2万2,400
7	植木小公園4号	宮村 2918-7	265	2,900	2万300
8	植木小公園5号	宮村 3006-16	133	2,200	1万5,400
9	植木小公園6号	榎山 1923-30	93	2,200	1万5,400
10	植木小公園7号	宮村 3034-61	616	6,800	4万7,600
11	植木小公園8号	宮村 2789-30	454	5,000	3万5,000
12	植木南小公園	宮村 2785-5	333	3,700	2万5,900
13	蓼池小公園1号	蓼池 3717-9	153	2,200	1万5,400
14	蓼池小公園2号	蓼池 3850-18	136	2,200	1万5,400
15	蓼池小公園3号	蓼池 3720-10	109	2,200	1万5,400
16	三本松小公園	蓼池 3528-15	109	2,200	1万5,400
17	稗田小公園	稗田 62-1	785	8,600	6万200
18	都三小公園	稗田 57-3	399	4,400	3万800
19	大鷲巣小公園	宮村 1876-17	112	2,200	1万5,400
20	やまと小公園	宮村 2918-49	182	2,200	1万5,400
21	中原小公園	榎山 5036-85	900	9,900	6万9,300
22	眺霧台小公園	宮村 1201-22	282	3,100	2万1,700
23	上米公園城跡広場	榎山 115-3	630	6,900	4万8,300
24	前目公園(遊具広場)	蓼池 4201-1	1,500	1万6,500	11万5,500
25	一町田公園(法面)	宮村 1566	250	2,800	1万9,600

◆おくやみ窓口を開設します

身近な人を亡くされた際の各種手続きを、少しでも安心して進められるよう、「おくやみ窓口」を開設します。4月から利用できます。

おくやみ窓口では、担当職員が付き添いながら、必要な手続きを分かりやすく案内します。複数の窓口に行く負担を減らし、手続きをスムーズに進められるようサポートします。

利用は事前予約制となっています。電話で予約できますが、来庁時に申し込むことも可能です(当日の状況によりお待ちいただく場合があります)。

また、手続きの流れや必要なものをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。町の公式サイトでも確認できますので、ぜひ活用してください。



町公式サイト

おくやみハンドブックはこちら

★お問い合わせは、  
総務課 おくやみ窓口 ☎:52-1111 をお願いします。



◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の受講生を募集します

手話を必要とする、聴覚に障がいがある人のコミュニケーションを支援するための日常会話程度の表現技術を習得するために、手話奉仕員の養成を行います。参加を希望する人は、お申し込みください。

■講座内容 =

- 入門課程: これまで手話を学んだことがなく、簡単なあいさつや自己紹介など、手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの講座です。
- 基礎課程: 入門課程を修了した人向けの講座です。

対象者	高校生以上で、手話を学ぶ意欲がある人	
日時 および 場所	入門課程 【夜の部】	<p>■日時 = ○5月15日～令和9年3月19日の毎週<b>金曜</b> (7月31日、8月14日、9月18日、10月30日、 12月25日、1月1・8・15日を除く) ○午後7時～9時 年間37回【開・閉講式を含む】</p> <p>■場所 = 町中央公民館(中会議室)</p>
	基礎課程 【昼の部】	<p>■日時 = ○5月12日～令和9年3月16日の毎週<b>火曜</b> (8月11日、9月22日、11月3日、12月22・ 29日、1月5・12日、2月23日を除く) ○午前10時～正午 年間37回【開・閉講式を含む】</p> <p>■場所 = 町総合福祉センター 元気の杜(小会議室)</p>
費用	入門課程	年間6,490円 【テキスト代4,290円 聴障協ニュース代2,000円 資料代200円】 ※聴障協・・・聴覚障害者協会
	基礎課程	費用徴収あり ※金額は、開講式のオリエンテーションで説明します。
申込期限 および方法	5月7日(木)までに福祉課窓口または電話でお申し込みください。高校生の場合は、保護者の同意が必要です。 昼の部、夜の部ともに定員は10人前後です。先着順で募集を締め切ります。	

★お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9061(直通)をお願いします。

## ◆4月からオンデマンドバスの運行を開始します

本町には、公共交通としてコミュニティバス「くいまーる」を、町全域で運行しています。4月から、一部地域において、時間や乗降場所を予約して利用する【オンデマンドバス】の運行を開始します。バス停ごとに止まらず、目的地まで直接行くことができますので、ぜひ利用してください。

### 【オンデマンドバス運行概要】

実施エリア：内ノ木場・梶山エリア ⇄ 市街地エリア間の移動

※同じエリア内での移動はできません。

運行日：木曜日

運行時間：内ノ木場・梶山エリア出発便 … 午前8時30分発、  
11時30分発、午後2時発  
市街地エリア出発便 … 午前10時30分発、午後1時発、  
午後3時30分発

予約：電話またはウェブ予約(事前登録が必要です)

※予約受付は出発時間の1時間前までとなります。

運賃：300円、中学生以下200円 ※くいまーる回数券利用可能  
※同じエリアを運行していた「くいまーる(内ノ木場・梶山コース)生活便」は  
廃止となります。

### ■利用方法 =

- ①会員登録をします(ウェブまたは電話で、氏名・生年月日・住所・連絡先・メールアドレスなど基本的な情報を登録)。
- ②バスを予約します(利用日、時間、乗降するバス停)。
- ③利用1時間前に確認メールが届きます。予約場所で待機して乗車します(電話予約の場合は確認の連絡ができない場合があります)。

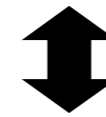
◎オンデマンドバス予約のウェブサイトはこちら →  
初めて利用する人は「新規登録」から会員登録を行った後、「ログイン」して予約に進んでください。



### ■乗降場所について =

<内ノ木場・梶山エリア>…21箇所乗降できます。

県道33号線沿いに設置されたバス停のほか、唐杉・表川内・中野など、これまでバス停が無かった地域からも利用できるようになります。



<市街地エリア>…41箇所乗降できます。

三股町役場	JA農協三股支店
町武道体育館	あさぎり脳神経クリニック
町立文化会館	とまり医院
町総合福祉センター	山下歯科
JR三股駅	長倉医院
町物産館よかもんや	江夏整形外科
ジャンボ児玉	田中隆内科
ダイレックス三股店	メディカルシティ東部病院
ひろせ本店	みしま内科クリニック
ハーティながやま三股店	ホームクリニックみまた
トライアル三股店	岩下耳鼻咽喉科
ダイソー三股店	畠中小児科医院
コスモス三股店	たけしたこども医院
コスモス樺山店	まへの歯科医院
マクドナルド三股店	東歯科医院
アタックス一萬城店	はまだ歯科医院
ながやま三股駅前店	三股歯科
宮崎太陽銀行三股支店	あさお歯科
宮崎銀行三股支店	よしだ眼科クリニック
三股郵便局	櫻美学園高等学校
宮崎第一信用金庫三股支店	

「くいまーる」の時刻表も4月から改訂になります。新しい時刻表は町役場や駅などで配布するほか、町公式サイトでも確認できます。



★お問い合わせは、くいまーるバス事務所 ☎:52-0000 または、  
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)をお願いします。

## ◆軽自動車税の減免申請を受け付けます

身体や精神に障がいがあり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、必要な要件を満たす場合、申請することで、軽自動車税が減免されます。

■令和8年度の受付期間 = 4月1日(水)～6月1日(月)

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。

申請手続きは受付期間中のみとなりますので、注意してください。

■受付場所 = 税務財政課住民税係 窓口

■申請のときに準備するもの =

① 個人番号確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入で、減免申請書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要です。

個人番号の確認を行いますので、次のいずれかを用意してください。

本人(納税義務者)が申請する場合	・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合	上記のカードまたは証明書などの写し 【注意】代理人が申請する場合は、委任状が必要

② 障がいなどを証明できるもの

(身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳)

③ 運転免許証もしくはマイナ免許証(申請対象の軽自動車を運転する人の分)

④ 車検証(ICチップ型車検証の場合は自動車検査証記録事項の写し)

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

■軽自動車税の減免対象となる車 =

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義(納税義務者)	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	—————
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合
③	身体障害者などまたは 身体障害者などと生計を同じくする人	身体障害者などと生計を同じくする人	継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合 ア)身体障害者などで18歳未満の人 イ)療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合

●「所有者名義」とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けた人のことをいいます。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、事前に相談してください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

★お問い合わせは、

○普通自動車税の減免に関すること =  
都城県税・総務事務所 ☎:23-4517

○軽自動車税の減免申請に関すること =  
税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9638 にお願ひします。

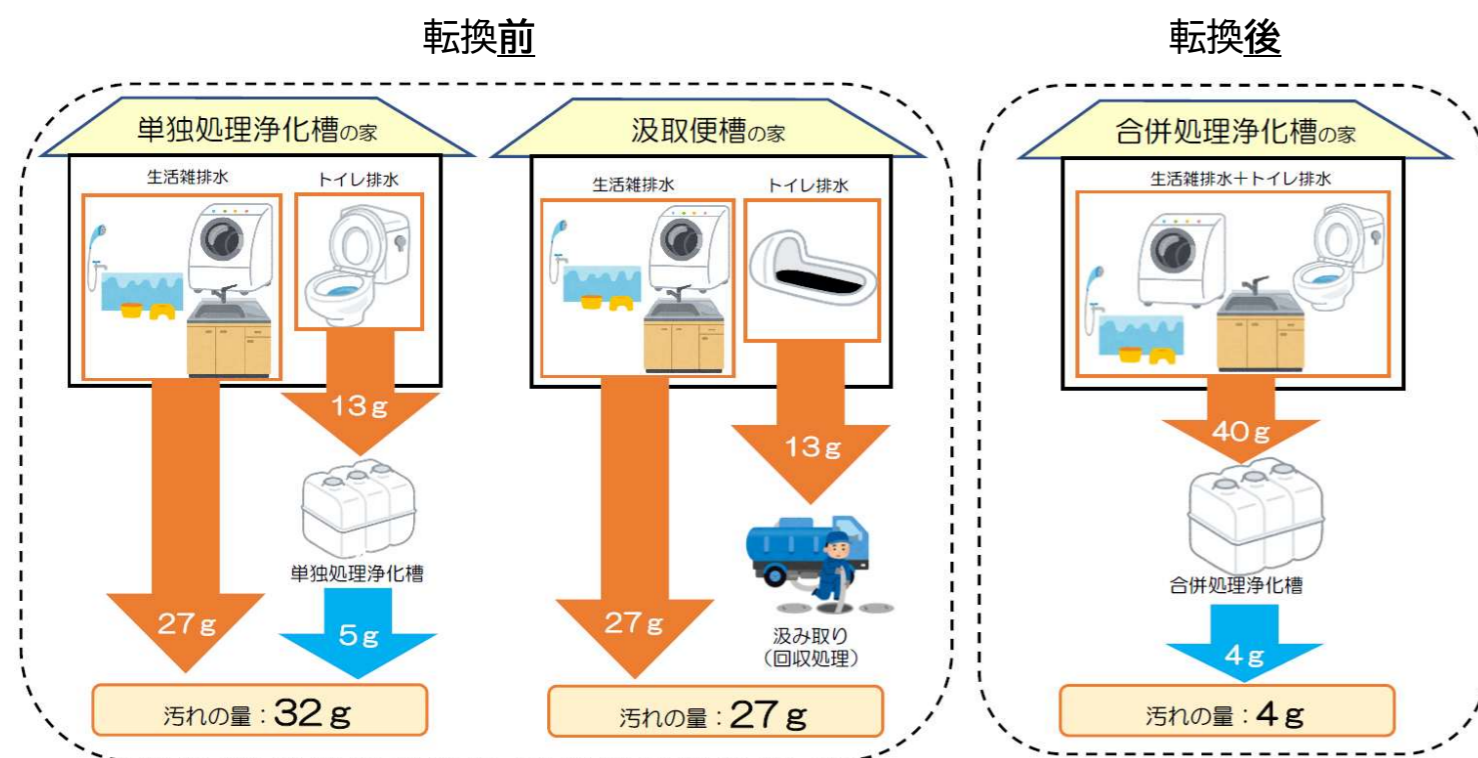


◆単独処理浄化槽・汲み取り槽を使用する人へ  
**補助金を活用して「合併処理浄化槽」に切り替えませんか？**



町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

合併処理浄化槽は単独処理浄化槽の約8倍の処理能力を有しています。  
 転換することで環境負荷を大幅に低減することができます！  
 ※汚れの量は、1人1日当たり40gとして算出しています。



■補助を受けるためには =  
 合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をしてから、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります。  
 なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助金額(上限) =  
 令和8年度から、②撤去費、③宅内配管工事費を **増額** しました。

①浄化槽設置費		②撤去費		③宅内配管工事費
5人槽	33万2,000円	単独処理浄化槽	15万円	
6~7人槽	41万4,000円	汲み取り槽	12万円	
8~10人槽	54万8,000円			

①に加えて、②、③を上乗せして補助を行います。  
 ※補助金額の例：33万2,000円(5人槽) + 15万円(単独槽) + 33万円 = 81万2,000円(上限)

■補助の対象となる条件 =

- 「単独処理浄化槽」または「汲み取り槽」を使用中の人で合併処理浄化槽へ転換する人
- 1戸建ての専用住宅に住む人(居住用の家屋部が2分の1以上である併用住宅は可)
- 公共下水道や農業集落排水処理区域外であること

浄化槽補助金については町公式サイトにも記載しています。

★お問い合わせは、  
 環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)  
 ☎:52-9082(直通)をお願いします。



## ◆ごみステーションの防護ネットを貸し出します

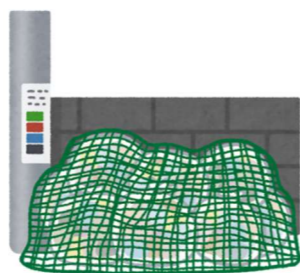
町では地域の良好な生活環境の確保を図るため、ごみステーションの防護ネットを以下の内容で貸し出します。希望するごみステーションの管理者は、町役場環境水道課で手続きしてください。

■防護ネットの種類 = 4㍍×3㍍  
(45㍍のごみ袋が20個程度覆える大きさです)

■貸与枚数 = 1ごみステーションに1枚

■貸与期間 = 貸与期間は1年です。  
ただし、返還の意思などがない場合は、貸し出しは引き続き継続していくことになります。

※準備するネットの枚数は、予算の範囲内となります。予算に達した場合は、受付を終了します。ご了承ください。



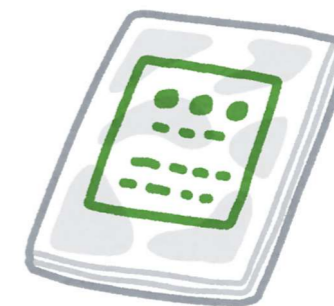
★お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)  
☎:52-9082(直通)をお願いします。

## ◆町指定ごみ袋の価格改定について

本町では、町指定ごみ袋の価格を平成28年度以降据え置いてきましたが、近年の原材料価格の高騰の影響を受け、令和8年10月1日から町指定ごみ袋の価格を以下のとおり改定することとしました。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

規格	容量	枚数	公民館販売価格(税込)		店頭価格(税込)	
			9月まで	10月から	9月まで	10月から
大	45 ㍍	20枚	300円	350円	352円	407円
中	30 ㍍	30枚				
小	10 ㍍	50枚				



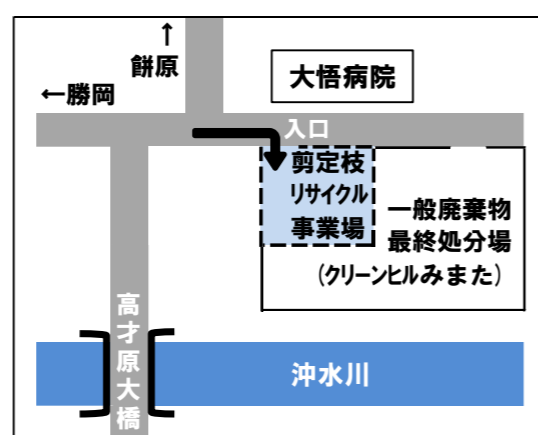
★お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)  
☎:52-9082(直通)をお願いします。

せんていし  
◆剪定枝のリサイクル事業を行っています

町では、ごみの減量化・資源化を目的に、町内の家庭から発生した剪定枝を堆肥化する「みどりのリサイクル」を行っています。

この活動は、通常では焼却される剪定枝を腐葉土として再生することで資源の循環を形成し、焼却時の二酸化炭素抑制にもつながる活動です。

■受入場所 = 町一般廃棄物最終処分場  
(クリーンヒルみまた)西隣り



■受入時間 =

受入時間	月曜～金曜	午前8時30分～正午 午後1時～4時30分
	土曜・日曜	午前8時30分～11時30分

※祝日、振替休日および12月31日～1月3日は休み。

※台風や大雨の場合は、受け入れを中止します。

■搬入できるもの =

町内の個人宅から出た剪定枝で、直径10cm以内、長さ50cm以内のもの。

※事業者は搬入できません。

■受け入れできないもの =

○キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシなど

(毒性やかぶれ物質がある樹木で、堆肥化に適さないため)

○ユズ、キンカン、梅などトゲのあるもの

(作業員のけがの原因となるため)

○ササ、タケ、シュロ、イチョウ、ヒバなど

(微生物を使った分解が難しく、醗酵を抑制してしまうため)

○マツ、ソテツ、フェニックス、実のなる木など

(破砕機にヤニや樹液などがついたり、葉っぱが巻き付いたりするなど、機械が止まり作業に支障をきたすため)

○木の根や草、花、ツタ、ツル、野菜など

○砂、石、ビニール、たばこの吸い殻など異物が混ざっているもの

※リサイクルが目的ですので、リサイクルできないものは受け入れができません。

分別にご協力ください。

■注意事項 =

○町内であるかを確認するために、運転免許証・車検証などの提示を求められる場合があります。

○1トンのトラックなどで搬入する場合は、事前に町シルバー人材センターへ連絡をお願いします。

○枯れ木の場合は、受け取りをお断りする場合があります。

★お問い合わせは、

町シルバー人材センター(事業受託者) ☎:52-7150 または、  
環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)  
をお願いします。

## ◆犬の登録と狂犬病予防集合注射を実施します

犬の所有者には、犬の生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。右の表のとおり集合注射を行い、対象となる犬の飼い主にはお知らせのはがきを送付します。

※当日都合のつかない場合は、ほかの地区や動物病院で予防注射を受けてください。

※病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院に相談してください。

### ■集合注射の対象となる犬

- ・生後3カ月以上の犬
- ・令和7年5月31日までに狂犬病予防注射を受けた犬

※予防注射は年に1回の接種が必要です。

○登録料・・・1頭当たり 3,000円(生涯1回)

○注射料・・・1頭当たり 3,300円(年1回)

(狂犬病予防注射料:2,750円、注射済票交付手数料:550円)

※釣り銭が出ないように準備してきてください。

※犬を制御できる人が連れてきてください。

※興奮して注射が困難な犬は、動物病院での接種をお勧めします。

※令和7年6月1日以降に動物病院などで予防注射を受けた場合には、お知らせのはがきを送付しません。年1回の接種を忘れないようにお願いします。

狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。

### ☆飼い主の皆さんへのお願い☆

次の場合は、環境水道課での手続きが必要です。

- 飼い犬が死亡したとき(電話での受付可)
- 飼い犬の住所などが変更となった場合
- 犬の飼い主などが変更になった場合



### ■令和8年度 集合注射日程表

日程	時間	場所	対象地区	
5月13日 (水)	午前	9時 ~ 9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時 ~ 10時40分	第6地区分館	勝岡・三原
		11時 ~ 11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分 ~ 2時	第4地区分館	梶山
		2時20分 ~ 2時40分	田上集落センター	田上
		3時 ~ 3時20分	餅原営農研修館	餅原
5月14日 (木)	午前	9時 ~ 10時	第7地区分館	上新・下新
		10時20分 ~ 11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分 ~ 2時10分	第8地区分館	東原・稗田
		2時30分 ~ 3時30分	第9地区分館	植木
5月15日 (金)	午前	9時 ~ 9時20分	大野集落センター	大野・大八重
		9時40分 ~ 10時	第5地区分館	仮屋 内ノ木場
		10時20分 ~ 10時40分	下仮屋営農共同作業場 (轟木精米所)	轟木
		11時 ~ 11時40分	第2地区分館	上米・中米
	午後	1時30分 ~ 2時	第3地区分館	3地区全域
		2時20分 ~ 2時40分	櫛田営農集落館	櫛田・谷
		3時 ~ 4時	町体育館	山王原・仲町

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)

にお願いします。

## ◆危険な空き家の解体費用の一部を補助します

空き家を放置すると、地域の環境衛生ならびに防災・防犯上悪影響を及ぼします。町では老朽化した危険な空き家を除却し、周辺環境への悪影響を解消するため、「不良空き家等除却推進補助事業」を行います。

全ての空き家が該当するわけではありませんので、補助を希望する人は、都市整備課にお問い合わせください。

### ■対象となる空き家 =

次の全てに該当する物件であること。

- ① 町内の延床面積30平方メートル以上の空き家  
※居住用を目的として建築され、1年以上使用されていない建築物
- ② 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項に規定する勧告の措置を受けていない特定空家等または不良空き家として判定した建築物で次のいずれかに該当するもの
  - ア 倒壊する恐れのある建物
  - イ 屋根や外壁などが落下、飛散に伴い、近隣の建物や人物に危害を与える恐れのある建物※相談受付後に、職員が調査および判定を行います。
- ③ 法人が所有権を有していないこと
- ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと(抵当権など)
- ⑤ 既に解体工事に着手していないこと
- ⑥ 公共工事による移転、建替えそのほかの公共事業の補償の対象となっていない住宅

### ■補助額 =

解体補助額は、除却・廃材処理および運搬経費を補助対象とします。

- ① 居住誘導区域内に建つ空き家  
補助対象経費の1/2以内、上限50万円
- ② 居住誘導区域外に建つ空き家  
補助対象経費の1/2以内、上限45万円  
※空き家所在地を原則として更地にする工事であり、解体事業者などに請け負わせるものが対象となります。

※「解体事業者など」とは、建設業法の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する登録を受けた者です。

### ■補助対象者 =

次の全てを満たしている人が対象です。

- ① 不良空き家などの所有者または相続人など
- ② 町税などを滞納していない者
- ③ 三股町暴力団排除条例に規定する暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと
- ④ 過去にこの解体補助を受けたことがなく、また、補助対象事業について、国・地方公共団体などから同種の他の補助金などを受けていないこと。

### ■補助の対象とならない費用 =

- 消費税分は補助の対象の経費に含みません。
- 家財道具の処分費、敷地内の樹木、門扉、塀などの除却費は対象外です。

### ■注意事項 =

- 補助の申請には必ず、事前相談が必要です。
- 申請時に既に解体工事に着工している場合や、完了しているものは対象となりません。
- 申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- 建物所有者が既に死亡している場合、相続関係を証明するのに必要な戸籍謄本などの書類が必要となります。
- 空き家を解体することにより、固定資産税が増額する場合があります。確認したい場合は、税務財政課にお問い合わせください。
- 町が解体事業者を指定することはありません。
- 詳しくは、町公式サイトまたは、都市整備課へ確認してください。

★お問い合わせは、都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9066(直通)をお願いします。



## ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻<sup>ひんぱつ</sup>発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、都市整備課まで問い合わせてください。

### 1.耐震診断

#### ■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

#### ■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり13万6,000円のうち、国・県・町が13万円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは都市整備課に問い合わせてください。

#### ■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

#### ■耐震診断の棟数 =

5棟

※定数になり次第、締め切ります。



### 2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

#### ■補助額 =

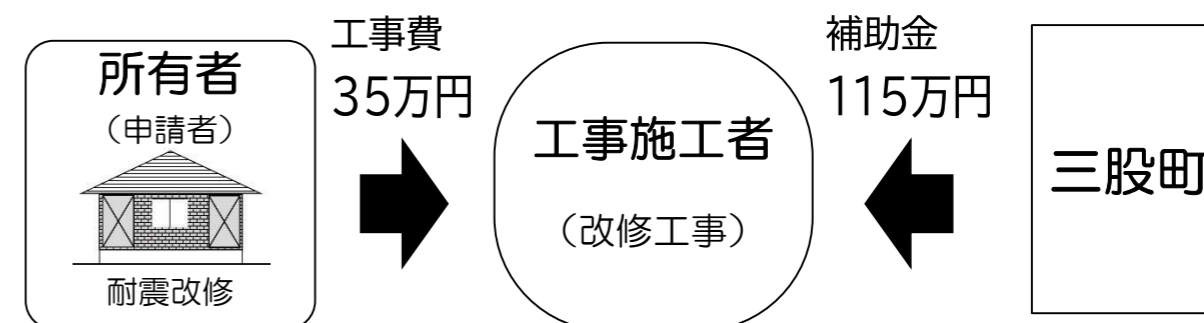
改修工事費の5分の4以内で115万円を限度とします。

#### ※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

#### ○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用150万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

#### ■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

#### ■リフォーム融資制度について =

住宅金融支援機構のリフォーム融資(耐震改修工事)制度があります。また、満60歳以上の人には「高齢者向け返済特例」の制度もあります。詳しくは、宮崎県公式サイトまたは住宅金融支援機構の公式サイトを確認してください。

○機構お客様コールセンター ☎:0120-0860-35(通話無料)

★お問い合わせは、都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

## ◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

### ■対象となるブロック塀など =

- 町内にあるブロック塀など
- 町内の道路に面したもの
- 道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ブロック塀などの健全性が確保されていないもの

※「ブロック塀など」とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです

### ■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80%以下とすること)

### ■補助額 =

最大14万4,000円まで全額補助します。

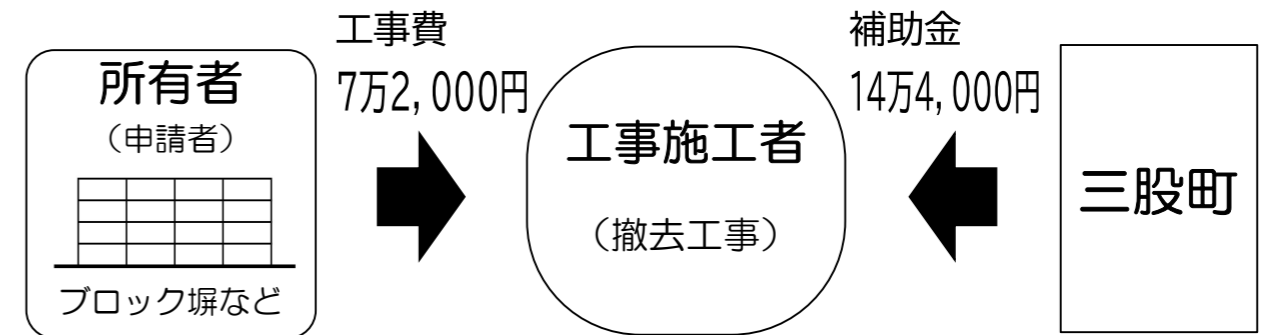
※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

- ①一つの敷地につき14万4,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/㎡
- ③除去費用の見積額に3分の2を乗じた額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

### ○「代理受領制度」のイメージ

(ブロック塀などの撤去工事費用21万6,000円の時)



※消費税は申請者負担となります。

### ■ブロック塀などの除却の件数 =

3件程度

※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。

## ◆「緑の募金」にご協力ください

緑の募金活動は、森林・みどりへの町民の理解と関心を広めること、そして住民参加による本町の特性を生かしたみどりづくりを目的としています。集まった募金は、学校環境整備、公園や公民館などの緑化推進、みどりの少年団助成などに活用しています。

＜令和7年度の募金実績額＞・・・118万5,565円

皆様のご協力、誠にありがとうございました。本年度も次のとおり募金活動を実施することになりましたので、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

■緑の募金額 = 1世帯当たり200円

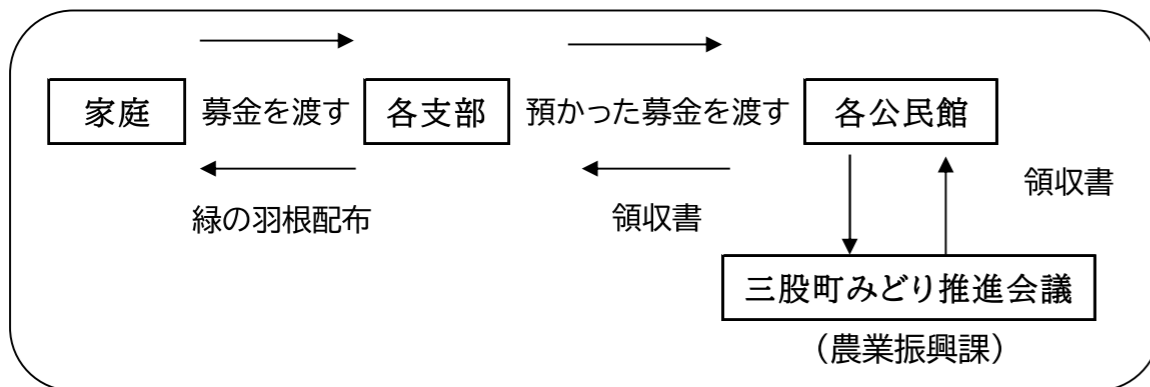
■実施方法 =

- 各自治公民館の協力を得ながら、家庭募金を主に行います。
- 各自治公民館長、各支部長を募金協力者とし、支部ごとの募金とします。

■納入方法 =

各自治公民館単位で募金活動をお願いしていますので、募金を各支部長へ納入してください。

※募金活動のイメージ図



■実施期間 = 4月下旬～5月31日まで

○令和7年度決算

歳入額	133万6,393円	緑化推進機構交付金など
歳出額	71万4,023円	事業費および監査費など
次年度繰越額	62万2,370円	上記差額

緑の募金は町内のさまざまな緑化活動に利用されています



■令和7年度の主な活動内容 =

①学校環境整備事業

活動数:6件

金額:14万6,674円

〈実例〉梶山小学校

〈内容〉  
花の苗を購入し、学校内に  
植栽しました。



②公園などの緑化事業

活動数:13件

金額:40万4,469円

〈実例1〉下新馬場自治公民館

〈内容〉  
花の苗を購入し、7地区分館  
に植栽しました。



〈実例2〉前目高齢者クラブ  
のぞみ

〈内容〉  
花の苗・肥料・土などを購  
入し、前目公園・前目公民  
館に植栽しました。



③みどりの少年団

金額:15万円

〈内容〉  
勝岡みどりの少年団は年間  
を通して花を育てる活動・清  
掃活動・育てた花を施設に贈  
る活動などの緑化活動を実  
施しました。



★お問い合わせは、

町みどり推進会議事務局(農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口))

☎:52-9089(直通)にお願いします。

## ◆令和8年度リズムウォーキング教室の実施について

町は、運動習慣がない人に対して、手軽に楽しく運動を体験できる機会として、リズムウォーキング教室を開催しています。

健康運動実践指導者の指導で、音楽に合わせて歩く動作を中心とした運動をします。

運動を始めるきっかけづくりとして参加してみませんか。

■開催日時 = 日程表の午前10時～11時

■対象者 = 18歳以上の住民(高校生は不可)で他者の見守りや支援なしに運動ができる人(20人程度、事前の予約は必要ありません)

■場所 = 町健康管理センター

■持ってくるもの = 室内シューズ、タオル、飲み物  
※動きやすい服装でお越しください。

■開催日程 =

4月20日(月)	5月18日(月)	6月15日(月)
7月13日(月)	8月17日(月)	9月14日(月)
10月19日(月)	11月16日(月)	12月21日(月)
令和9年1月18日(月)	令和9年2月15日(月)	令和9年3月15日(月)



町公式サイトはこちら



★お問い合わせは、

町健康管理センター ☎:52-8481 にお願ひします。

## ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます

上米公園パークゴルフ場のお得な利用料金情報をお知らせします。

あたたかい日差しを浴びながら、パークゴルフで爽やかな汗を流しませんか？

【お得情報①】 毎月第1木曜日は入場料が半額！

	大人	中学生	小学生以下
通常営業日	500円	200円	無料
第1木曜日	250円	100円	無料

※ポイントの付与はありません。

【お得情報②】 毎日午後3時以降の入場料がお得！

入場時間	大人	中学生	小学生以下
午前8時30分～	500円	200円	無料
午後3時以降	300円	100円	無料

※ポイントの付与はありません。

【お得情報③】 回数券やポイントカードで1回分お得！

○回数券・・・11枚つづり 5,000円(5,500円分使えて1回分お得)

○マイクラブポイントカード・・・10回利用で次回無料

○貸クラブポイントカード・・・20回利用で次回無料

※毎月3がつく日(3日、13日、23日)はポイント2倍デーです。



《ゴールデンウィーク期間中も営業します》

ゴールデンウィークも通常どおり営業します。家族や友人を誘って心と体の健康のために、ぜひ利用してください。

○営業日:4月29日(水)～5月6日(水)

○定休日:5月7日(木)

※通常は月曜が定休日です。

○営業時間:午前8時30分～午後5時 ※お得情報①～③も使えます。

★お問い合わせは、

上米公園パークゴルフ場 ☎:51-2570 にお願ひします。

◆各種相談

	相談名	期 日	時 間	場 所	相談内容	相 談 員	予約	予約・問い合わせ
1	行政相談	4月20日(月) 5月7日(木)	午前10時 ～正午	町総合福祉センター 「元気の杜」	国の行政全般についての意見、要望など	にしどめ ふみお 西留 文夫 うちむら よういちろう 内村 陽一郎	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
2	人権相談	特設	5月12日(火)	午前10時 ～午後3時	JR 三股駅多目的ホール 「M★ういんぐ」	いじめ・虐待・家庭内の問題 (夫婦・親子・離婚・扶養・相続) ・近隣トラブル・金銭貸借・借地借家・登記などの悩み事	不要	総務課行政係 ☎:52-1112
		常設	平日	午前8時30分 ～午後5時15分	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)			人権擁護委員 法務局職員
3	消費生活無料 法律相談	三股	6月11日(木)	午後1時30分 ～4時30分	町福祉・消費生活相談センター (元気の杜内)	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題	弁護士	町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
		都城	4月24日(金)	午後1時～4時	消費生活センター (都城市役所北別館2階)			都城市消費生活センター ☎:23-7154
4	無料法律相談	5月20日(水)	午後1時30分 ～4時30分	町総合福祉センター 「元気の杜」	土地・建物・登記・遺言・離婚・金銭面でのもめ事	司法書士	予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
5	成年後見制度の 無料相談	4月23日(木) 5月28日(木)	午後1時～4時	町総合福祉センター 「元気の杜」	成年後見制度の概要や利用方法		予約制	町社会福祉協議会 ☎:52-1246
6	おもちゃ病院	4月18日(土) 5月16日(土)	午後1時～3時	町総合福祉センター 「元気の杜」	おもちゃの無償修理		不要	横山健一 ☎:51-0241 増田親忠 ☎:090-1926-8783
7	休日(土曜日) 無料公証相談	4月25日(土) 5月16日(土)	午前9時 ～午後5時	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談	公証人役場 公証人	予約制	都城公証人役場 ☎:22-1804